

ウクライナへの支援について

昨今のウクライナ情勢の変化を受け、ウクライナ避難民受入に対する支援策等につき、以下のとおり実施している。

1 ウクライナ避難民等相談窓口

- (1) 連絡先：神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー 6階
外国人県民インフォメーションセンター〔(公財)兵庫県国際交流協会〕内
TEL：078-382-2052
- (2) 相談時間：月～金 9:00～17:00
- (3) 相談言語：英語、日本語、ウクライナ語 (※)、ロシア語等 22言語
(※) 今回、新たにウクライナ語を外部通訳により対応
- (4) 相談支援体制：ワンストップで生活支援等の相談に対応し、国、県、市町等関係機関につなぐ。
- (5) 相談内容：生活、住宅 (※)、医療、雇用・労働、社会保障、在留資格 (入管)、教育等
(※) 県営住宅については無料提供
- (6) 開設年月日：令和4年3月10日 (木)
- (7) 相談状況 (5月13日現在)：

区 分						計
支援依頼			支援申し出			
親族	友人	小計	寄附	住居・仕事	小計	
53	47	100	27	66	93	202

2 ふるさとひょうご寄附金

- (1) 名称：ウクライナ緊急支援プロジェクト
- (2) 事業内容：ウクライナに対する物資支援、県内避難民の生活支援等の人道支援
- (3) 開始時期：令和4年3月10日 (木)
- (4) 寄附方法：ふるさと納税サイト(ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税)にて受入
- (5) その他：返礼品：なし
個人からの寄附：ふるさと納税として住民税控除等の対象
法人からの寄附：法人税の損金算入が可能
※ 県内外の個人・法人とも税控除等の対象
- (6) 寄附金の状況 (5月13日現在)：

区 分	件 数	寄附金額
県 内	491件	20,432,910円
県 外	2,659件	29,737,000円
合 計	3,150件	50,169,910円

3 募金箱の設置

- (1) 目的：県民等からの支援を県内避難民等に届けるため、本庁舎ロビー等に募金箱を設置
- (2) 設置時期：令和4年3月10日（木）～ 令和4年5月31日（火）
- (3) 募金の取扱：ウクライナからの避難民等が県内に一時居住するための生活支援等

4 ウクライナ避難民支援等に係る庁内プロジェクトチーム

ウクライナから本県への避難民に対する支援等を推進するため、庁内関係者等によるプロジェクトチームを設置。

- (1) 名称
ウクライナ避難民支援等庁内プロジェクトチーム
- (2) 構成

区分	担当部局	役割
リーダー	産業労働部次長兼国際局長	全体とりまとめ
メンバー	企画部地域振興課長 企画部情報政策課長 県民生活部芸術文化課長 福祉部地域福祉課長 福祉部国保医療課長 保健医療部医務課長 保健医療部感染症対策課長 産業労働部労政福祉課長 まちづくり部公営住宅管理課長 病院局企画課長 教育委員会学事課長 教育委員会人権教育課長 兵庫県こころのケアセンター (公財)兵庫県国際交流協会専務理事	公民連携関連 高度人材（IT）関連 高度人材（バレー）関連 生活保護等福祉関連 医療関連 医療関連 新型コロナウイルス対策 就労関連 県営住宅関連 県立病院関連 就学関連 多言語支援 心のケア 支援業務全般

- (3) 内容
 - ア ウクライナからの避難民支援等に係る情報共有
 - イ ウクライナからの避難民支援等に係る連携、調整に関すること
 - ウ その他、ウクライナからの避難民支援等に関すること
- (4) 設置期間
令和4年4月から当分の間

【開催状況】

区分	概要
第1回	とき：令和4年4月7日（木）14:00～15:00 ところ：県民会館 B101
第2回	とき：令和4年5月20日（金）14:00～15:00 ところ：ひょうご女性交流館 301 会議室

(5) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

5 ウクライナ避難民等支援連絡会議

地域におけるウクライナ避難民等への支援に係る、県内関係者による情報共有、連絡調整等のため、連絡会議を開催。

(1) 名 称

ウクライナ避難民等支援連絡会議

(2) 構 成

区 分	メンバー
県内市町	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市等、 ウクライナ避難民受入に係る市町の国際担当課
兵庫県	産業労働部国際局国際課 まちづくり部公営住宅管理課 等
関係機関	(公財)兵庫県国際交流協会 大阪出入国在留管理局神戸支局 JETRO 神戸貿易情報センター JICA 関西センター その他ウクライナ避難民等支援に係る関係機関

(3) 内 容

- ア ウクライナからの避難民等支援に係る情報共有
- イ ウクライナからの避難民等支援に係る連携、調整に関すること
- ウ その他、ウクライナからの避難民等支援に関すること

(4) 設置期間

令和4年3月から当分の間

【開催状況】

区 分	概 要
第1回	と き：令和4年3月24日（木）13:30～15:00 と ころ：ラッセホール 5階「コスモス」
第2回	と き：令和4年4月18日（月）14:00～15:00（オンライン開催）
第3回	と き：令和4年5月26日（木）13:30～14:30（オンライン開催）

(5) その他

定例会合を行うほか、適宜情報共有の機会を設ける。

6 ひょうごウクライナ避難民生活支援事業

(1) 趣 旨

県内在住の親族・知人等を頼ってウクライナから本県に一時避難した方々が安心・安全に過ごすことができるよう、生活準備及び日常生活への支援を実施する。

(2) 事業内容

ふるさとひょうご寄附金「ウクライナ緊急支援プロジェクト」に集まった寄付を財源として、県内ウクライナ避難民への生活支援等を行う。

ア ひょうごウクライナ避難民生活支援金 32,000 千円

① 生活準備のための一時滞在支援 (200 千円/世帯)

来県したウクライナからの避難民が公営住宅等に入居するまでの間、県内宿泊施設に一時的に滞在する費用を支援する。

② 生活開始のための一時金支給 (500 千円/世帯)

来県したウクライナからの避難民が生活を開始するにあたり、必要となる生活用品購入経費 (一時金) を支給する。

③ 生活費 (食費含む) (1,440 千円/世帯)

公営住宅に無償入居することとなった避難民に対し、食費・光熱水費・共益費 (※)相当額について支援 (1年間分) する。

(※) 食費、上下水道、電気、ガス、インターネット、公営住宅共益費 (生活保護基準並み)

イ 避難民への日常生活支援 3,000 千円

外国人支援団体等に支援コーディネーター業務を委託し、各種支援機関・市町等との調整を図り、避難民の暮らしへの日常の支援 (通訳含む) を実施する。

(3) 実施方法

(公財) 兵庫県国際交流協会への補助(10/10)

(4) 支給時期 令和4年4月28日(木)から順次支給開始

7 コルスンスキー駐日ウクライナ大使による知事・議長儀礼訪問

(1) 日 時：令和4年4月8日(金) 11:30~12:00

(2) 場 所：県公館 第2会議室

(3) 来 訪 者：セルギー・コルスンスキー 駐日ウクライナ大使
岡部 芳彦 神戸学院大学経済学部教授 ほか

(4) 同 席 者：小林 拓哉 産業労働部次長兼国際局長
杉山 尚武 国際課長
水口 典久 (公財) 兵庫県国際交流協会理事長

(5) 来訪趣旨：ウクライナ避難民支援等に対するお礼

8 ひょうごウクライナ避難民支援 公民連携プラットフォーム

(1) 趣 旨

本県に一時避難したウクライナ避難民が安全・安心に過ごすことができるよう、日常生活や就労に関し、県・市町・企業等による公民連携の支援体制を構築する。

(2) 内 容

① 支援対象者 ウクライナから来県した避難民

② 支援メニュー

分野	支援項目 (例)
物資・資材支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品、消耗品 ・保存食品、その他生活物資の提供
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全般に係る言語支援ボランティア (買い物、家事等) ・日本語教育 ・子どもの保育、教育、一時預かりボランティア 等
住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社宅、社員寮の無償提供 ・アパート等の空室の無償提供 等
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難民の雇用 ・職業訓練、指導、通信職業教育メニューの提供 ・在宅勤務可能な就労メニューの提供 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ウクライナ地域紹介イベント開催支援 ・ウクライナ支援コンサートの開催支援 ・その他居住地域における交流イベント開催支援 等

③ 支援提供者 事業趣旨に賛同いただける企業・法人・団体等 (所在地問わず)
[企業名、支援内容をホームページにおいて公表]

※ 受入市町が支援対象者の需要に応じて、支援提供者とマッチング

④ 支援期間 令和4年4月から当分の間

⑤ 実施方法 (公財) 兵庫県国際交流協会への補助 (10/10)

⑥ 特設サイト開設日 令和4年4月28日 (木)

【参考】企業登録状況 20件 (5月13日 (金) 時点)

	企業・法人/団体名		企業・法人/団体名
1	アース製薬(株)	11	(株)ライフコーポレーション
2	ポケットク(株)	12	NPO 法人 CODE 海外災害援助市民センター
3	住友大阪セメント(株)	13	ワイズネット事業協同組合
4	大塚製薬(株)	14	NPO 法人姫路タウンマネジメント協会
5	第一生命保険(株)神戸総合支社	15	ライオン(株)
6	西日本生命保険相互会社神戸支社	16	(株)エス・アイ
7	愛(マナ)ミュージック・アカデミー	17	スズキカンバン
8	西日本電信電話(株)兵庫支店	18	社会福祉法人 すばる福社会
9	森のわんぱく冒険塾	19	(株)ピカソ美化学研究所
10	(一社)日本避難所支援機構	20	(株)レオパレス 21

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給状況

令和4年5月20日見込

1. 飲食店向け協力金（本申請）

（単位：百万円）

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
1期	1/12～1/13	4市	4万円	2/8～3/8 (8/31まで延長)	県による要請	27,416	27,416 (100.0%)	37,901
	1/14～2/7	全県	6万円		緊急事態宣言			
2期	2/8～2/28	全県	6万円	4/1～5/31 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	27,235	27,235 (100.0%)	48,722
	3/1～3/7		4万円		県による要請			
	3/8～3/31	4市						
3期	4/1～4/4	12市6町	4万円	5/25～6/30 (8/31まで延長)	県による要請	22,896	22,896 (100.0%)	21,639
	4/5～4/21	4市	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
	4/22～4/24	8市6町	4万円		県による要請			
		9市1町	中小企業：4万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
			大企業：1千円～20万円					
3市5町		中小企業：2.5万円～7.5万円	県による要請					
大企業：1千円～20万円								
4期	4/25～5/31	全県	中小企業：4万円～10万円 大企業：1千円～20万円	6/1～6/30 (8/31まで延長)	緊急事態宣言	28,317	28,317 (100.0%)	43,692
5期	6/1～6/20	全県	中小企業：4万円～10万円	7/12～8/31	緊急事態宣言	27,817	27,815 (99.9%)	42,910
			大企業：1千円～20万円					
	6/21～7/11	12市3町	中小企業：3万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
大企業：1千円～20万円								
6期	7/12～7/31	9市1町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
			大企業：1千円～20万円					
		20市11町	2万円					
	8/1	12市3町	中小企業：2.5万円～7.5万円					
		17市9町	2万円					
大企業：1千円～20万円								
7期	8/2～8/15	12市3町	中小企業：3.5万円～10万円	8/30～9/30 (11/19～12/3 まで延長)	まん延防止等 重点措置	26,794	26,792 (99.9%)	29,952
			大企業：1千円～20万円					
		17市9町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
			大企業：1千円～20万円					
	8/16～8/19	26市10町	中小企業：3.5万円～10万円		まん延防止等 重点措置			
		3市2町	中小企業：2.5万円～7.5万円		県による要請			
大企業：1千円～20万円								
8期	8/20～9/30	全県	中小企業：4万円～10万円 大企業：1千円～20万円	10/8～11/12 (11/19～12/3 まで延長)	緊急事態宣言	28,056	28,055 (99.9%)	48,077

区分	要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
9期	10/1～10/21	全県	中小企業：2.5万円～7.5万円	10/28～12/3	県による要請	23,605	23,602 (99.9%)	13,100
			大企業：1千円～20万円					
10期	1/27～3/6	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/7～4/15	まん延防止等 重点措置	26,301	22,128 (84.1%)	26,895
			大企業：1千円～20万円					
11期	3/7～3/21	全県	中小企業： (認証店)2.5万円～7.5万円 (非認証店等)3万円～10万円	3/31～5/20	まん延防止等 重点措置	19,530	3,833 (19.6%)	1,519
			大企業：1千円～20万円					

2. 飲食店向け協力金（早期支給）

（単位：百万円）

区分	要請期間	単価 (1日あたり)	申請受付期間	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
7期	8/2～8/19	まん延防止等重点措置区域：一律52.5万円 上記以外：一律37.5万円	8/11～8/19	1,321	1,321 (100.0%)	670
8期	8/20～9/12	一律48万円	8/26～9/10	970	970 (100.0%)	466
	9/13～9/30	一律36万円	9/17～9/28	846	846 (100.0%)	305
9期	10/1～10/21	一律25万円	10/5～10/18	788	788 (100.0%)	197

3. 大規模施設・テナント事業者向け協力金

（単位：百万円）

要請期間	対象	単価 (1日あたり)	申請受付期間	要請	申請件数	支払件数 (支給割合)	支払金額
4/25～6/20	全県	下記のとおり	6/21～8/31	緊急事態宣言	2,876	2,876 (100.0%)	7,958
8/20～9/30	全県	下記のとおり	10/1～10/29 (11/15まで延長)	緊急事態宣言	1,031	1,031 (100.0%)	706

＜大規模施設・テナント事業者向け協力金 単価計算方法＞

【休業分】

大規模施設：基本額/日=A+B+C

A:自己利用部分の休業面積(1,000㎡を1単位)×20万円/日
 B:テナント店舗及び特定百貨店店舗等の数×2千円/日(10以上の店舗がある場合)
 C:特定百貨店店舗の数×2万円/日

テナント等：基本額/日=休業面積(100㎡を1単位)×2万円/日

【時短分】

国の基準に基づく協力金(上記に基づき算出した基本額に
 「本来の営業終了時間ー20時/本来の営業時間」を乗じた額)を支給

※いずれの協力金も、件数は不支給決定・申請取下を除く

兵庫県立但馬ドーム修繕工事請負契約の締結

兵庫県立但馬ドーム修繕工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立但馬ドーム修繕工事

2 契約金額

735,560,100円

3 契約の相手方

神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番1号

三菱重工機械システム株式会社

代表取締役 池田 直昭

4 工事の概要

(1) 施工場所

兵庫県立但馬ドーム（豊岡市日高町名色）

(2) 工事内容

金属壁・金属屋根等の施設躯体に係る修繕

(3) 工期

令和5年3月31日限り

5 契約の状況

(1) 契約の方法

随意契約

(2) 随意契約の理由

三菱重工機械システム株式会社は、平成10年9月に竣工した本施設の建築工事を請け負っており、開閉式屋根を備えるなど特殊な構造を持つ建築物である本施設の修繕工事を行うことが可能な者は、施工者である同者のみであること。

労働委員会の事件取扱状況について

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 労働委員会の概要 | P. 2 |
| 2 | 労働争議の調整 | P. 4 |
| 3 | 労働争議の実情調査 | P. 10 |
| 4 | 不当労働行為事件の審査 | P. 11 |
| 5 | 労働組合の資格審査 | P. 17 |

労働委員会事務局

1 労働委員会の概要

(1) 目的

憲法第 28 条は、いわゆる労働三権（労働基本権）、①団結権（労働者が労働組合を結成する権利）、②団体交渉権（団結力により使用者と交渉する権利）、③団体行動権（必要な場合はストライキなどを行う権利）を保障している。

この憲法の保障をより具体化した労働組合法により、労働組合と使用者との間で生じる集団的労使関係の専門的な紛争解決機関として、労働委員会が設置されている。

労働委員会の主な役割は次の 2 つである。

① 労働争議の調整

労働関係調整法に基づき、労働関係に係る労使紛争の自主的解決が困難な場合に、紛争解決の援助を行うため、労働委員会が公正・中立な機関として当事者の間に入り、あっせん等の調整を行う。

② 不当労働行為事件の審査

労働組合法では、使用者が、正当な理由なく団体交渉に応じないような一定の行為を「不当労働行為」として禁止している。

労働組合等からの申立てがあれば、使用者が不当労働行為を行ったかどうかを審査し、不当労働行為があった場合は、その行為がなかった状態にするよう命ずる救済命令（行政処分）を発する。

労働委員会は、上記①及び②の役割等を通じ、労使間の様々な問題の解決を図り、労使関係の安定や良好な労使関係の構築に助力している。

(2) 種類

労働組合法に基づき、都道府県労働委員会と中央労働委員会が設置されている。

原則として、都道府県労働委員会は、都道府県内の労働争議と不当労働行為事件を、中央労働委員会は、2以上の都道府県にまたがる労働争議や、都道府県労働委員会が発した命令の再審査を担当している。

【参考】「労働争議」とは（労働関係調整法第 6 条）

労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為（ストライキ等）が発生している状態又は発生する虞がある状態をいう。

(3) 委員

労働委員会は、①公益を代表する公益委員（弁護士や大学教授等）、②労働者を代表する労働者委員、③使用者を代表する使用者委員で構成されている。

労働委員会の委員数は労働組合法施行令で定められており、本県の労働委員会は、公・労・使各 7 人計 21 人の委員で構成されている。

労働者委員、使用者委員は、それぞれ労働組合、使用者団体の推薦に基づいて知事が任命する。また、公益委員は、労働者委員、使用者委員の同意を得て知事が任命する。

労働委員会の会長は、全委員によって公益委員の中から選ばれる。

なお、委員は非常勤で、任期は 2 年である。

(4) あっせん員候補者

労働委員会は、労働争議のあっせんを行うため、予めあっせん員候補者を委嘱しており、あっせん実施にあたっては、会長があっせん員候補者の中から、あっせん員を指名している。

当委員会では、総会の議決に基づき、現職の委員を含む計 31 人をおっせん員候補者として委嘱している。

(5) 運 営

労働委員会は、合議制により運営されている。

委員全員による総会では、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、取扱事件の報告を受ける。

また、公益委員のみによる公益委員会議では、不当労働行為の判定や労働組合の資格審査等を行う。

当委員会では、総会は、通常毎月 2 回、定期的で開催され、公益委員会議も、通常総会開催日に併せて開催されている。

(6) 業 務

労働委員会は、(1) に記載した「労働争議の調整」や「不当労働行為事件の審査」に加え、以下の業務を行っている。

- ① 労働争議の実情調査
- ② 労働組合の資格審査

(7) 事務局

労働委員会には、その事務を処理するため、事務局が設けられており、事務局長の下に、主に総会の運営やあっせんを担当する総務調整課及び主に不当労働行為審査事件を担当する審査課の 2 課が置かれている。

2 労働争議の調整

労使間で生じた労働関係に係る紛争は、当事者が自主的に解決するのが原則であるが、これが困難な場合に、労働委員会が当事者の間に入り、双方の主張の不一致を調整し、調整案を提示する等、紛争解決のための援助を行う。

(1) 概要

ア 調整手続

労働委員会が行う調整手続は、「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがある。

(ア) あっせん

あっせん員が、労使双方の事情を聴取し、主張の不一致の調整やあっせん案の提示などを行うことにより、当事者の自主的解決を促進し、解決に導く調整手続。

当事者一方の申請で開始でき、調整手続は、殆ど「あっせん」で行われている。

なお、被申請者は、あっせん実施に同意しないことができる。

(イ) 調停

労働委員会に設置する「調停委員会」が、調停案を提示し、労使双方の当事者に受諾を勧告することにより、解決に導く調整手続。ただし、調停案に法的拘束力はない。

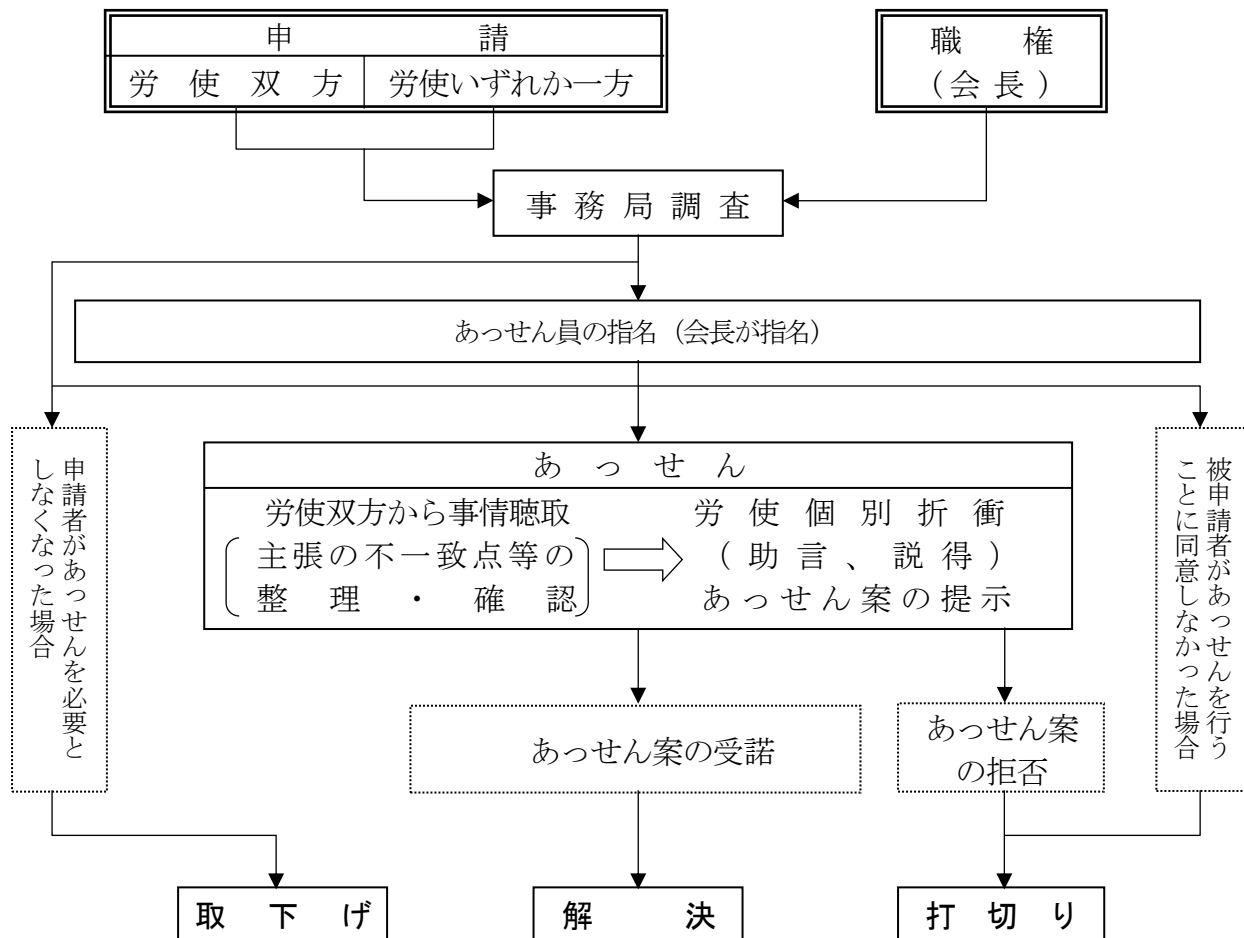
(ウ) 仲裁

労使双方の当事者が、労働委員会に設置する「仲裁委員会」に労働争議の解決を委ね、必ずその判断（仲裁裁定）に従うものとする調整手続。要件は厳しいが、仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

区分	調整員	開始要件	方法・効果
あっせん	あっせん員 通常は、公・労・使から各1人ずつの3人	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 ③職権	当事者の主張の不一致点等を調整し、自主的解決を促進する。 あっせん案を提示することもある。
調停	調停委員会 公益委員 労働者委員 使用者委員 } 同数	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 〔・労働協約に定めがある場合 ・公益事業等の場合〕 ③職権 (公益事業等の場合) ④知事の請求 (公益事業等の場合)	調停案を提示して当事者に受諾を勧告する。 調停案を受諾するかどうかは自由で、法的に拘束されない。
仲裁	仲裁委員会 公益委員3人 なお、労・使委員は、仲裁委員会の同意を得て、意見を述べる ことができる。	①労使双方の申請 ②労使いずれか一方の申請 〔労働協約に定めがある場合〕 ③職権 (地方公営企業等の場合) ④知事の請求 (地方公営企業等の場合)	仲裁裁定を出す。 当事者は、この裁定に従わなければならないが、その効力は、労働協約と同一である。

イ あっせんの流れ

調整手続で利用されているのは、殆どがあっせんであり、その流れは、下図のとおりである。



あっせんは、殆どが労使いずれか一方の申請により開始される。

あっせん実施に先立ち、事務局職員が当事者の主張を聴取し、その不一致点等を整理する「事務局調査」を行い、その結果等を踏まえて、会長は、公・労・使各1名のあっせん員を指名する。

あっせんは、まず、あっせん員が労使双方から事情聴取し、次に、労使個別に助言、説得などの折衝を行い、その結果、あっせん案が整えば双方が受諾することにより解決となるが、不調に終わればあっせん打ち切りとなる。また、被申請者があっせんの実施に同意しない場合も、あっせん打ち切りとなる。

(2) 調整事件取扱状況

ア 事件取扱件数

令和3年の取扱件数は8件で、前年からの繰越件数が1件、新規取扱件数が7件である。

また、終結件数は7件で、令和4年への繰越は1件である。

[表1]

(単位：件)

年 区分	元年	2年	3年	4年への 繰越件数
取扱件数	13 (11)	18 (16)	8 (7)	1 (1)
終結件数	11 (9)	17 (15)	7 (6)	

(注1) 本表を含めて、表は全て1月から12月までの暦年による数値であり、()内は、新規取扱件数である。

(注2) 取扱件数及び終結件数は、全てあつせんである。

イ 申請者別件数

令和3年の取扱件数は、労働組合からの申請が8件となっている。

[表2]

(単位：件)

年 申請者	労働組合	使用者	双方	計
元年	12 (11)	1 (0)	—	13 (11)
2年	18 (16)	—	—	18 (16)
3年	8 (7)	—	—	8 (7)

ウ 調整事項別件数

令和3年の調整事項別の取扱件数は、「団交促進」が8件、「経営又は人事」が5件、「賃金等」が4件、「その他」が3件となっている。

[表3]

(単位：件)

調整事項		年		
		元年	2年	3年
組合の承認・活動		—	—	—
協約の締結・改定		—	1(1)	—
協約の効力・解釈		2(2)	1(0)	—
賃金等	賃金増額	3(2)	—	—
	一時金	6(5)	7(5)	2(1)
	諸手当	2(2)	—	1(1)
	退職金	2(2)	1(1)	—
	その他	2(2)	3(3)	1(1)
	小計	15(13)	11(9)	4(3)
労賃 働金 以外 件の	労働時間	1(1)	—	—
	休日・休暇	2(2)	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3(3)	—	—
経営 又は 人事	事業休廃止・縮小	—	—	—
	人員整理	—	—	—
	配置転換	1(1)	1(1)	1(1)
	解雇	1(1)	2(2)	3(3)
	その他	—	—	1(1)
	小計	2(2)	3(3)	5(5)
福利厚生		1(1)	—	—
団交促進		13(11)	18(16)	8(7)
その他		5(5)	4(4)	3(3)
計		41(37)	38(33)	20(18)

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の合計と取扱件数とは、一致しない。

エ 地区別件数

令和3年の地区別の取扱件数は、神戸地区が4件、阪神北地区が2件、阪神南地区及び但馬地区が各1件となっている。

[表4]

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
元年	7 (6)	3 (2)	—	—	—	—	1 (1)	2 (2)	—	—	13 (11)
2年	11 (9)	2 (2)	2 (2)	—	1 (1)	—	—	2 (2)	—	—	18 (16)
3年	4 (3)	1 (1)	2 (2)	—	—	—	—	1 (1)	—	—	8 (7)

オ 業種別件数

令和3年の業種別の取扱件数は、「運輸、郵便」、「医療、福祉」及び「サービス」が各2件、「教育、学習支援」及び「その他」が各1件となっている。

[表5]

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サー ビス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便	その他							
元年	2 (2)	—	4 (3)	—	—	—	—	1 (1)	4 (3)	—	2 (2)	13 (11)
2年	—	—	9 (8)	—	1 (1)	—	2 (2)	1 (1)	1 (0)	—	4 (4)	18 (16)
3年	—	—	1 (1)	—	1 (0)	—	1 (1)	2 (2)	2 (2)	—	1 (1)	8 (7)

カ 企業規模別件数

令和3年の企業規模別の取扱件数は、「50～99人」及び「500～999人」が各3件、「49人以下」及び「300～499人」が各1件となっている。

[表6]

(単位：件)

企業規模 年	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
元年	9 (7)	3 (3)	1 (1)	—	—	—	—	13 (11)
2年	11 (11)	3 (2)	1 (0)	—	2 (2)	1 (1)	—	18 (16)
3年	1 (1)	3 (2)	—	—	1 (1)	3 (3)	—	8 (7)

キ 終結区分別件数

令和3年の終結区分別件数は、「解決」及び「取下げ」が各1件、「打切り」が5件となっている。

[表7]

(単位：件)

区分 年	終 結 件 数					計 (F)	解決率 $\left(\frac{A}{F-B}\right)$	調整を実施 したものに 係る解決率 $\left(\frac{A}{A+E}\right)$
	解 決 (A)	取下げ (B)	打切り (C)	調整不調				
				被申請者 不同意 (D)	(E)			
元年	5 (3)	2 (2)	4 (4)	4 (4)	—	11 (9)	55.6 %	100.0 %
2年	5 (4)	—	12 (11)	12 (11)	—	17 (15)	29.4 %	100.0 %
3年	1 (1)	1 (0)	5 (5)	5 (5)	—	7 (6)	16.7 %	100.0 %

ク 調整所要日数別終結件数

令和3年の調整所要日数別の終結件数は、「1～4日」が5件、「10～19日」及び「20～29日」が各1件となっている。

[表8]

(単位：件)

日数 年	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均日数
元年	1 (1)	4 (4)	—	4 (3)	1 (1)	1 (0)	—	11 (9)	12.4日 (9.6日)
2年	—	12 (11)	—	1 (1)	4 (3)	—	—	17 (15)	6.9日 (6.3日)
3年	—	5 (5)	—	1 (1)	1 (0)	—	—	7 (6)	6.0日 (3.3日)

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

運輸・医療等の公益事業（下表10参照）で争議行為をしようとする場合は、県民の日常生活への影響が大きいことから、当事者である労働組合又は使用者は、労働関係調整法により、その10日前までに労働委員会及び厚生労働大臣又は知事に争議行為の予告通知をしなければならない。労働委員会は、この予告通知がなされたり、争議行為が発生した場合には、必要に応じ争議の状況を調査する。

(2) 実情調査実施状況

ア 調査件数

令和3年に実施した調査の件数は116件で、すべて新規調査である。

調査件数116件のうち、調査の終結件数は116件で、令和4年への繰越件数は0件となっている。

[表9]

(単位：件)

区分	元年	2年	3年	4年への繰越件数
取扱件数	53 (52)	123 (120)	116 (116)	0 (0)
終結件数	50 (49)	123 (120)	116 (116)	

イ 事業別件数

令和3年の事業別の調査件数は、「運輸」が106件、「医療、公衆衛生」が9件、「郵便、信書便、電気通信」が1件となっている。

[表10]

(単位：件)

区分	公益事業（労働関係調整法第8条）							公益事業以外の事業	計
	運輸			郵便、 信書便、 電気通信	水道、 電気、 ガス供給	医療、公衆衛生			
	旅客 運送	貨物 運送	その他			医療	公衆 衛生		
元年	31 (31)	7 (7)	1 (1)	1 (1)	—	10 (9)	3 (3)	—	53 (52)
2年	21 (19)	52 (52)	39 (39)	1 (1)	—	7 (6)	3 (3)	—	123 (120)
3年	13 (13)	49 (49)	44 (44)	1 (1)	—	5 (5)	4 (4)	—	116 (116)

4 不当労働行為事件の審査

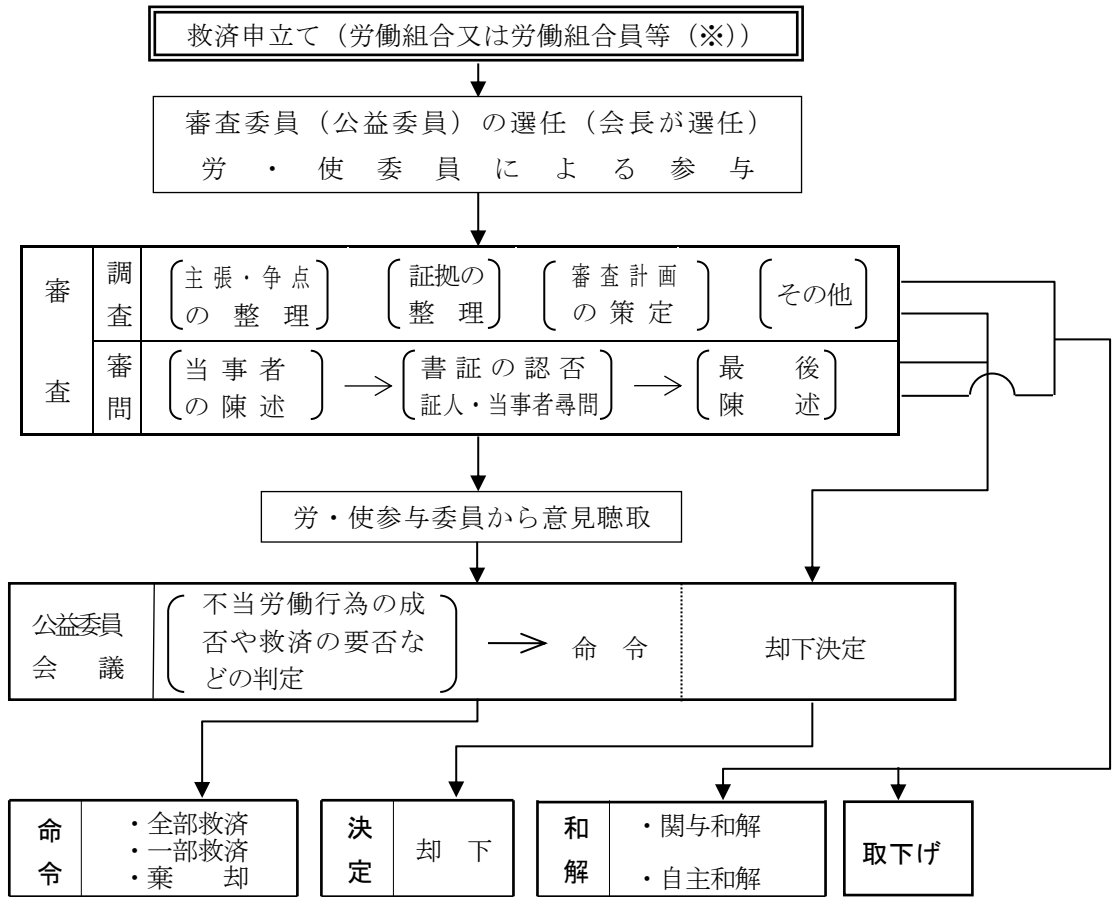
(1) 概要

労働組合法第7条各号に規定する不当労働行為の成否について審査する。

ア 不当労働行為の種別

号 別	種 別	禁止されている使用者の行為
1号	不利益取扱い	労働者が ①労働組合の組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたこと を理由に、解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。
	—	労働者が ①労働組合に加入しないこと ②労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。
2号	団交拒否	使用者が ①雇用する労働者の代表者との団体交渉を、正当な理由がなく拒むこと。 ②誠実に団体交渉を行わないこと。
3号	支配介入	労働者が ①労働組合を結成すること ②労働組合を運営すること を支配したり、これに介入すること。
	経費援助	使用者が 労働組合の運営経費について、経理上の援助を与えること。
4号	報復的不利益取扱い	労働者が ①不当労働行為の申立てをしたこと ②再審査の申立てをしたこと ③不当労働行為の調査、審問、和解や労働争議の調整の場合に証拠を提示したり、発言したこと を理由に、解雇したり、その他不利益な取扱いをすること。

イ 不当労働行為事件の審査の流れ



不当労働行為の救済手続は、上図のとおり、労働組合又は労働組合員等 (※) の救済申立てにより開始され、裁判所の訴訟手続と同様の手続で、調査や審問を実施し、公益委員会において、不当労働行為の成否や救済の要否の判定を行い、救済又は棄却の命令を発する。

また、紛争の早期・実質的解決、労使関係の円滑化に資すると考えられる場合、審査の途中において、当事者に和解を勧めることもある。そのほか、申立ての要件を欠く場合等の却下や申立人からの取下げにより終結する場合がある。

(※) 「労働組合員等」とは、労働組合員、又は労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとする者をいう (以下同じ)。

(2) 審査事件取扱状況

ア 事件取扱件数

令和3年の取扱件数は10件で、前年からの繰越件数が7件、新規取扱件数が3件である。

令和2年と比べて、取扱件数は9件減少した。

終結件数は2件で、令和4年への繰越件数は8件となっている。

[表 11]

(単位：件)

年 区分	元年	2年	3年	2、3年 の比較	4年への 繰越件数
取扱件 数	17 (7)	19 (13)	10 (3)	△9 (△10)	8 (2)
終結件 数	11 (5)	12 (7)	2 (1)	△10 (△6)	

イ 申立事項別件数

令和3年の申立事項別の取扱件数は、2号事件が6件、1・2・3号事件が2件、2・3号事件及び1・3・4号事件が各1件となっている。

[表 12]

(単位：件)

申立事項		元年	2年	3年
単 一	1号(不利益取扱い)	—	—	—
	2号(団体交渉の拒否)	7 (3)	9 (7)	6 (3)
	3号(支配介入)	2 (1)	2 (1)	—
	4号(報復的不利益取扱い)	—	—	—
複 合	1号・2号	2 (1)	—	—
	1号・3号	4 (—)	3 (—)	—
	2号・3号	2 (2)	1 (1)	1 (—)
	1号・2号・3号	—	3 (3)	2 (—)
	1号・3号・4号	—	—	1 (—)
	1号・2号・3号・4号	—	1 (1)	—
計		17 (7)	19 (13)	10 (3)

(注) 申立事項欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

ウ 申立人別件数

令和3年の申立人別の取扱件数は、労働組合からの申立てが10件となっている。

[表 13]

(単位：件)

年	申立人		労働組合員等	労働組合と労働組合員等	計
	労働組合				
元年	16 (7)	—	—	1 (—)	17 (7)
2年	18 (13)	—	—	1 (—)	19 (13)
3年	10 (3)	—	—	—	10 (3)

エ 地区別件数

令和3年の地区別の取扱件数は、神戸地区が5件、阪神南地区が3件、阪神北地区及び西播磨地区が各1件となっている。

[表 14]

(単位：件)

地区 年	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
	元年	6 (3)	7 (4)	1 (—)	2 (—)	—	—	—	1 (—)	—	
2年	7 (7)	7 (3)	1 (1)	2 (1)	—	1 (1)	—	1 (—)	—	—	19 (13)
3年	5 (1)	3 (1)	1 (—)	—	—	—	1 (1)	—	—	—	10 (3)

オ 業種別件数

令和3年の業種別の取扱件数は、「貨物運送」が4件、「旅客運送」、「教育、学習支援」、「医療、福祉」、「サービス」、「公務」及び「その他」が各1件となっている。

[表 15]

(単位：件)

業種 年	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
元年	2 (—)	—	5 (3)	—	—	—	1 (—)	1 (—)	5 (3)	—	3 (1)	17 (7)
2年	—	1 (1)	9 (8)	—	—	—	2 (1)	2 (1)	3 (1)	—	2 (1)	19 (13)
3年	—	1 (—)	4 (—)	—	—	—	1 (—)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (—)	10 (3)

カ 企業規模別件数

令和3年の企業規模別の取扱件数は、「49人以下」が4件、「50～99人」が3件、「500～999人」が2件、「300～499人」が1件となっている。

[表 16]

(単位：件)

年	企業規模							
	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
元年	6 (3)	3 (1)	1 (-)	1 (-)	1 (1)	2 (1)	3 (1)	17 (7)
2年	12 (9)	4 (4)	-	1 (-)	-	-	2 (-)	19 (13)
3年	4 (-)	3 (-)	-	-	1 (1)	2 (2)	-	10 (3)

キ 終結区分別件数

令和3年の終結区分別件数は、「和解・取下げ」が2件となっている。

[表 17]

(単位：件)

年	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	関与和解	自主和解	取下げ	小計	
元年	2 (-)	1 (-)	1 (-)	-	4 (-)	4 (3)	2 (1)	1 (1)	7 (5)	11 (5)
2年	1 (-)	-	3 (-)	-	4 (-)	3 (3)	1 (1)	4 (3)	8 (7)	12 (7)
3年	-	-	-	-	-	1 (1)	1 (-)	-	2 (1)	2 (1)

ク 終結事件係属日数

令和3年の終結事件の係属日数は、「和解・取下げ」の平均が427日であり、総平均が427日となっている。

[表 18]

(単位：日)

係属日数		終結区分	命令・決定	和解・取下げ	終結事件全体
最長	元年		708	264	—
	2年		837	412	
	3年		-	600	
最短	元年		416	43	—
	2年		428	41	
	3年		-	253	
平均	元年		530	129	275
	2年		625	181	329
	3年		-	427	427

(3) 審査期間の目標及び審査の実施状況

審査期間の目標については、毎年、最初に開催される総会で決定し、前年の審査の実施状況とともに公表することとしている。

ア 令和3年における審査期間の目標

- (ア) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (イ) 標準的な事件 1年
- (ウ) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

イ 令和3年における審査の実施状況（令和3年中に終結した事件）

[表 19]

(単位：日)

事件区分	終結区分	終結 件数	審 査 の 結 果		
			最 長	最 短	平 均
標準的な事件	命 令 ・ 決 定	—	—	—	—
	和 解 ・ 取 下 げ	2	600	253	427
	計 又 は 平 均	2	—	—	427(約1年2月)

5 労働組合の資格審査

(1) 概要

労働組合が不当労働行為の救済を申し立てる場合や法人登記をする場合等に、労働組合法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合しているかどうかについて、審査を行う。

(2) 資格審査取扱状況

ア 資格審査件数

令和3年の取扱件数は21件で、前年からの繰越件数が7件、新規取扱件数が14件である。

令和2年と比べて、取扱件数は2件増加し、新規取扱件数は同数であった。

また、終結件数は14件で、令和4年への繰越件数は7件となっている。

[表 20]

(単位：件)

区分 \ 年	元年	2年	3年	2、3年の比較	4年への繰越件数
取扱件数	27 (18)	19 (14)	21 (14)	+2 (-)	7 (2)
終結件数	22 (15)	12 (8)	14 (12)	+2 (+4)	

イ 申請理由別件数

令和3年の取扱件数は、労働委員会の委員推薦のためが11件、不当労働行為の救済申立てのためが10件となっている。

[表 21]

(単位：件)

区分 \ 年	労働委員会の委員推薦のため	法人登記のため	不当労働行為の救済申立てのため	労働者供給事業の許可申請のため	計
元年	10 (10)	-	17 (8)	-	27 (18)
2年	-	1 (1)	18 (13)	-	19 (14)
3年	11 (11)	-	10 (3)	-	21 (14)